

工事請負契約書第24条第5項(単品スライド条項) 運用マニュアル

令和5年4月
(令和8年7月一部改定)

東京都水道局

目 次

第1章 総論	1
1-1 工事請負契約第24条（スライド条項）の考え方	1
1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯	1
1-1-2 スライド条項の趣旨	1
1-1-3 全体スライド条項と単品スライド条項の関係	1
1-1-4 昭和55年の特約条項と今回の運用方針の違い	2
1-1-5 今回の運用マニュアル改定概要	2
1-2 対象工事	3
1-3 対象品目	3
1-3-1 対象品目の選定の考え方	3
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	3
1-4 請負代金額の考え方	4
1-5 スライド額算定	4
1-5-1 スライド額算定の方法について	4
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	7
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例	8
1-7 その他	9
第2章 鋼材類	10
2-1 対象材料	10
2-1-1 対象材料の考え方	10
2-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	11
2-2 対象数量	11
2-3 受注者への確認事項	12
2-4 単価（実勢価格の算定）	15
2-4-1 変動前の価格の決定方法	15
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	15
2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	16
2-5 購入価格の評価方法	16
2-6 変動額の算定	16
2-7 計算例	17
第3章 燃料油	19
3-1 対象材料	19
3-2 対象数量	19

3-2-1	対象材料の考え方	19
3-2-2	対象数量の算定方法	20
3-2-3	その他	20
3-3	受注者への確認事項	20
3-4	単価（実勢価格の算定）	21
3-4-1	変動前の価格の決定方法	21
3-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	22
3-4-3	変動後の実勢価格の算出方法	23
3-5	変動額の算定	23
3-6	算出例	23
3-6-1	各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法	23
3-6-2	機械運搬に係る燃料油の算出方法	24
3-6-3	直接工事費に計上される運搬費	28
3-6-4	計算事例	29
第4章	その他主要な工事材料	30
4-1	対象材料	30
4-1-1	対象数量の考え方	30
4-1-2	その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	30
4-2	対象数量	30
4-3	受注者への確認事項	32
4-4	単価（実勢価格の算定）	32
4-4-1	変動前の価格の決定方法	32
4-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	33
4-5	購入価格の評価方法	33
4-6	変動額の算定	34
第5章	請求等手続き及び提出様式	35
5-1	請求時期	35
5-2	協議の手続き	35
5-3	既済部分検査	37
5-4	部分引き渡しにかかる指定部分の取扱い	37

参考資料

単品スライド条項運用の手順及び実施項目

様式－１ 契約金額変更請求書

様式－１－１ 単品スライド（鋼材類）[概算請求額・請求額]計算書

様式－１－２ 単品スライド（燃料油）[概算請求額・請求額]計算書

様式－１－３ 単品スライド（その他の資材）[概算請求額・請求額]計算書

様式－２ 契約金額変更請求書への回答書

様式－３ スライド変更等協議書

様式－３－１ 工事請負契約書第２４条第５項の対象材料内訳書

様式－３－２ スライド額計算書

統一１７ 承諾書

様式－４ 協議書

様式－５－１ 請求書（既済部分検査時）

様式－５－１ 通知書（既済部分検査時）

（注）本資料の取り扱いについて

本マニュアルは、単品スライド条項の運用について発注者の認識の共有化を図るため、東京都水道局発注工事を念頭に、一般的な考え方を整理したものである。このため、これによりがたい場合や不明な点については、本局主管部及び技術管理課に問い合わせ願いたい。

また、今後の単品スライド条項の協議の事例等も踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行うとともに、さらに分かりやすいものとする予定である。

第1章 総論

1-1 工事請負契約書第24条(スライド条項)の考え方

1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯

- ・昭和24年の建設業法の制定に伴い、昭和25年の標準請負契約約款の策定当初から、第24条に物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定された。
- ・現在の第5項の単品スライド条項は、昭和56年に標準請負契約約款に追加されたものである。

昭和24年の建設業法の制定により建設工事における請負契約関係の片務性の排除と不明確性の是正が明文化されたことに伴い、昭和25年の建設工事標準請負契約約款(昭和47年改正により公共工事標準請負契約約款に改称)制定時より、物価の変動等による契約金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定された。

その後、規定の明確化や変更が行われ、昭和47年以降は、いわゆる「全体スライド条項」と「インフレスライド条項」が規定されていた。しかし、昭和54、55年にかけて、第二次オイルショックが発生した際、賃金や物価の水準は全体としてはさほどの上昇もなく落ち着いて推移したものの、一部の石油関連資材価格の高騰により建設工事の円滑な実施が危ぶまれる状態に見舞われた。このような物価状況は当時の約款では必ずしも想定されていなかったことから、昭和55年にこのような状況に対応するための暫定措置として工事毎に「特約条項」を設けて対応した。現在の第24条第5項(いわゆる「単品スライド条項」)は、昭和56年にこの「特約条項」が一般化され、公共工事標準請負契約約款に規定されたものである。

1-1-2 スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないとの基本的考え方である。

建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして契約金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、標準請負契約約款第24条が規定されているものである。

1-1-3 全体スライド条項と単品スライド条項の関係

- ・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。

全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短絡的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、

直接工事費の変更に連動して諸経費等の変更を含むものである。

一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが契約金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、条項適用の基準は標準請負契約約款の第28条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「1%」を採用したものである。

なお、全体スライド条項は、1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、条項適用の基準を1.0%としている。

1-1-4 昭和55年の特約条項と平成20年の運用方針の違い

・平成20年度の運用は、条項制定時の議論、現在の社会状況や公共事業を取り巻く状況を踏まえ、改めて対象材料や受注者負担を決定したものである。

昭和55年当時は、工事請負契約書の規定がなかったため、対象材料の価格変動の大小を問わず、工事で使用する主要な材料の多くを対象とし、これらの変動分の総額が工事の規模に応じて定められる一定額（概ね工事費の1%）を超過したときは、変動額の3/4を発注者が負担することとして、契約金額の変更を行うこととしたものである。

平成20年度の運用に当たっては、中央建設業審議会の議論を経て定められた標準請負契約約款の規定の趣旨や、その当時の社会状況や公共事業を取り巻く状況を適切に踏まえ、見直しを行った。対象材料については価格変動の大きい鋼材類、燃料油等のうち、総額の1%以上変動している品目に限定しているものであり、変動額の大小にかかわらず多くの材料を対象とした昭和55年とは自ずと考え方が異なるものである。

また、受注者負担について、昭和55年は変動額の1/4としていたが、標準請負契約約款第28条（天災不可抗力条項）における考え方との整合性を図るため、一般的な建設業者が負担する割合として総額の1%としたものである。

しかし、東京都においては、受注者の多くが中小企業者であり、関係下請業者への支払い効果等が期待されることにより、受注者負担の割合を0.5%に軽減する。（但し、単品スライド条項適用の判断基準は変動額が総額の1%を超える場合のみとする。）

1-1-5 今回の運用マニュアルの改定概要

・現在の社会状況を踏まえ、急激な価格高騰等に対応した運用に改定するものである。

現在の社会状況を踏まえ、単品スライド条項の運用にあたり、以下のような課題がある。

- ①急激な価格高騰のタイミングにおいては、積算価格（実勢価格）に価格上昇が反映されるのにタイムラグが生じる可能性がある。
- ②鋼橋上部工等では、資材調達に際して購入価格等を漏洩しない旨が取り引き時の契約で規定されており、購入価格が提示できない場合がある。

③維持工事で年度毎に完済部分検査を行う場合、管材部分検査時に精算する必要があるが、単品スライド条項は工期末しか適用できない。

上記の課題に対応するために運用通知（「東京都水道局財務規程第243条第5項の規定に基づく工事請負契約に係る標準契約書第24条第5項の運用についての取扱」（令和4年9月1日付4水経契第276号））を発出した。

1-2 対象工事

・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。

単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。

工事請負契約書の第24条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったとき」とされていることから、当局工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。

これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。

なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の増額分が対象工事費の1%を超える品目とする。

個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が対象工事費の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。

つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計が対象工事費の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額分だけで対象工事費の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。

例えば、鋼材類の増額分の合計額が対象工事費の2%、燃料油が0.5%の場合、鋼材類のみ対象となり、燃料油は対象とならない。

1-4 対象工事費の考え方

- ・請負代金の部分払いをした工事における「対象工事費」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来高部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した金額とする。
- ・ただし、部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う部分についても単品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。

出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことに変わりはない。

ただし、通常は、対象材料の価格変動により請負代金額が不相当となることが判明する時点、すなわち、工事がかかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払が行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う部分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。＋

また、部分引渡しを行う部分についてはその部分に係る精算を完了させる必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の請負代金額は部分引き渡しを行う部分に係る請負代金額となるが、部分払いを既に行っている出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。

このような考え方は、請負代金額だけでなく、スライド額の算定対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額が対象工事費の1%を超える品目において、変動額が、対象工事費の0.5%を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

① 1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎に、その品目に該当する各材料の当初の価格（設計単価に数量、落札比率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札比率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費（1-3参照）の0.5%を差し引いて算出する。

スライド額＝対象となった品目の変動額の合計－対象工事費×0.5%

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{他}}^{\text{変更}} - M_{\text{他}}^{\text{当初}}) - P \times 0.5$$

※対象となった品目とは、1－3－2によること。

$$\begin{aligned} M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{他}}^{\text{当初}} & \text{ (価格変動前の対象品目毎の金額)} \\ &= \text{設計時点の設計単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times \text{消費税率} \\ &= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \cdots + p_m \times D_m \} \times k \times \\ & \quad (100 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{他}}^{\text{変更}} & \text{ (価格変動後の対象品目毎の金額)} \\ &= \text{変動後の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times \text{消費税率} \\ &= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \cdots + p'_m \times D_m \} \times k \times \\ & \quad (100 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100) \end{aligned}$$

$S_{\text{増額}}$: スライド額 (増額変更の場合)

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{他}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{他}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p' : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

D : 2-2、3-2、4-2の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

(増額変更の場合の計算例)

計算例 1		請負代金額：220,000,000		1%相当額：2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額 $S=2,900,000-220,000,000 \times 0.005(0.5\%) = 1,800,000$					

注) 価格は税込み

計算例 2		請負代金額：110,000,000		1%相当額：1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S=1,600,000+2,400,000-110,000,000\times 0.005(0.5\%)=1,800,000$					

注) 価格は税込み

③実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{他}^{変更}$ を上回る場合について

受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{他}^{変更}$ を上回る場合は、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{他}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、スライド額を算定する。

なお、実際の購入金額が採用される場合は落札率を乗じない。

この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

(参考フローは別紙－1 参照)

1) 受注者からの申し出

- ・受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（単価合意比率（落札率）考慮）を上回ることを確認するものとする。
- ・受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額を証明する書類

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績（数量及び金額）を証明する書類（契約書及び納品書等）とする。

3) 価格変動後の金額の算定

- ・ 材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（単価合意比率（落札率）を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・ 妥当性の目安は、実勢価格の単価（単価合意比率（落札率）を考慮）＋30%とする。
- ・ なお、＋30%を超えたものは、以下【大幅に乖離している場合の確認時の留意事項】のとおり取り扱う。

【大幅に乖離している場合の確認時の留意事項】

- ・ 発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認等、及び特別調査により単価設定している場合は、特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により、発注者が入手できる情報・資料（メーカーの公表資料等も含む）から証明書類の金額の妥当性が確認できれば購入価格によりスライド変動額を算定するものとする。
- ・ 発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

【妥当性の確認時の留意事項】

- ・ 複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（単価合意比率（落札率）を考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ・ 実勢価格の単価は以下のとおりとする。
- ・ 鋼材類：「現場に搬入された月」の物価資料の価格（単価合意比率（落札率）を考慮）
- ・ 燃料油：「購入した月の翌月」の物価資料の価格（単価合意比率（落札率）を考慮）
- ・ その他主要な工事材料：鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる
- ・ 実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（単価合意比率（落札率）を考慮）＋30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・ 既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする（ただし、5-3の適用を受ける場合は出来高部分に係る数量も設計数量とする）。

鋼材類、その他資材については、出来高部分に該当する数量を控除した数量を設計数量とするが燃料油については、出来高率に基づき設計数量を算出することも可能とする。

ただし、5-3により受注者からの要請があり既済部分を単品スライドの請求対象とした場合は、出来高部分に係る数量も設計数量とする。

1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例

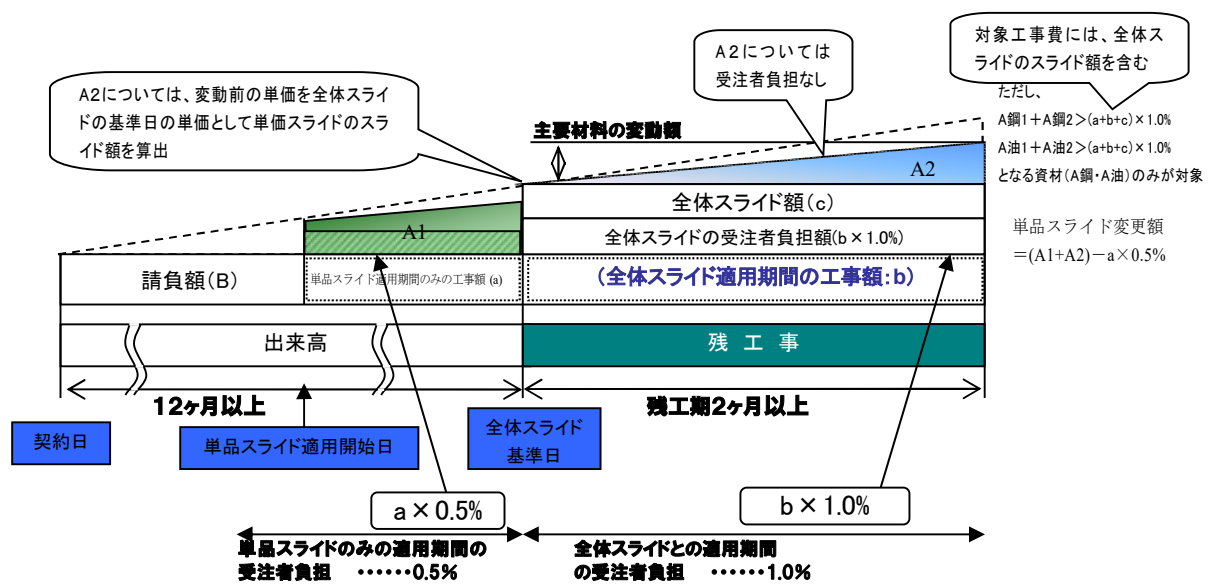
- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算定の上で、さらに価格上昇があった場合は、その上昇分を単品スライド条項で計上することは可能。（ただし、上昇分の価格が対象工事費の1%を超える場合に限る。）
- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、
 - ①単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の基準日の単価を用いる
 - ②単品スライド条項に係る受注者負担は求めない
- ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費（1-4参照）には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。

全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項及びインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項及びインフレスライド条項の基準日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

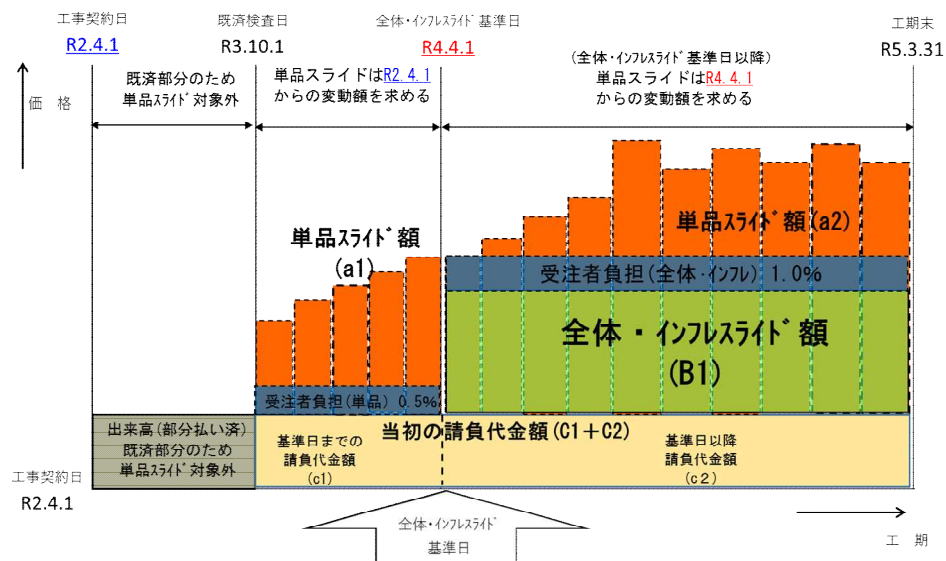
また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.0%、後者においては対象工事費の0.5%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大となる。

このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の0.5%を受注者の負担とするが、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.0%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る0.5%分の負担を求めないこととした。

さらに、1-4で述べたように、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項及びインフレスライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。



注) 1～4のとおり、単品スライド条項の対象工事費は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。



注) 全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

1-7 その他

・情報公開の取り扱いについて

・単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、東京都情報公開条例に基づき対応する。

第2章 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・ H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品（管材、ガードレール等）、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。
- ・ ただし、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない。

鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に変動することがあり得ることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭など）の他、鉄鋼2次製品（ロックボルトなど）、鋼材から加工された水道用配管材料（ダクタイル鋳鉄直管及び異形管類、鋼直管及び曲管等）、設備用配管（配管用炭素鋼鋼管、ライニング鋼管等）、道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線など）、スクラップなどを対象とする。（※対象工事にスクラップ売却費が計上されている場合は、スライド対象となるので注意すること。）

ただし、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。（しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。）

なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は、価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。

対象材料一覧（例）

品目	品名（例）	規格（例）	単位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 $12 \leq t \leq 25$	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
形鋼	H形鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200（CO建込）4段	m
ライナープレート	ライナープレート（円形）	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト（六角）	F10T M22×100	組
水道用配管材料	ダクタイル鋳鉄管、水道用鋼管	ダクタイル直管及び異形管、鋼直管及び曲管（接合セットは除く）	本
設備用配管材料	配管用炭素鋼、ライニング鋼管等	SGP直管、SGP-PV直管等	本

2-1-2 その他市場単価、土木工事標準単価、リース品の扱いなど

1) 市場単価・土木工事標準単価

・市場単価・土木工事標準単価以下、「市場単価等」という。)を用いて積算した場合で、材料費を含む市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

市場単価等が材料費を分離できない構成となっているものは、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価等に代えてその材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価等以外の場合と同様である。

2) 賃料・損料(リース料金)等の取り扱い

・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金が上昇していることから、対象とする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、変更後の価格は、当該材料のリースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均する。

リース契約の鋼材類のうち、足場工、仮囲工などに諸雑費として計上されているものは、当初の数量や金額の算出が困難であるため、原則として対象としない。

2-2 対象数量

・鋼材類については、原則、発注者の設計数量(材料品調書に記載された数量)を対象とする。なお、設計時点でロス分を計上した場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。(但し、異形棒鋼は除く)
・仮設工等など、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることができる。

1) 設計書に記載された数量がある場合の取扱い

証明された数量と対象数量の考え方

設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量(材料品調書の数量)
証明数量：請負者から証明された数量

- ①ロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなり、ロス分を計上している場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含める。なお、スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値などの措置を講じることが必要である。
- ②上記①以外で、スクラップ等で売却する場合は、売却する時期の実勢価格の加重平均値と、受注者の売却価格を比較し高い方の値とする。

2)一式で計上されている仮設工など

一式で計上されている任意仮設について受注者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類についてその設計数量を対象数量とする。

3)その他

既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。（ただし、5－3により受注者からの要請があり既済部分を単品スライドの請求対象とした場合は、出来高部分に係る数量も設計数量とする。）

価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

2－3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の全ての提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。

このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）

下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。

必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。

なお、ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても、規格が異なる他の材料について搬入時期等を確認できれば、その材料は単品スライド条項の対象材料とすることができる。

ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

任意仮設等、数量総括一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要となった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(請求書の例)

請 求 書							
33606		建設部		殿		00002713	
22 6		発行年月日		荷渡場所 モチコミ		株式会社	
送り先		注文番号 019891		支払方法 7/30 30%		日取金 70% 125	
						TEL FAX	
月 日	コード	品 名 - 規 格	長 さ	日 数	重 量	単 価	金 額
05/19	7313	SD345 D 13	6.50	52	0.336	71.000	23,856
05/19	7313		10.00	23	0.229	71.000	16,259
合 計					0.565		40,115
工 事 名 及 送り先 橋下部工事 A1橋台							

(納品書の例)

納 品 書							
33606		建設部		殿		00002718	
22 6		発行年月日		荷渡場所 モチコミ		株式会社	
送り先		注文番号 019891				TEL FAX	
月 日	コード	品 名 - 規 格	長 さ	日 数	重 量	単 価	金 額
06/13	1338	SD345 D 35	4.50	14	0.554		
06/13	1338		6.00	16	0.859		
06/13	1338		7.00	48	3.006		
06/13	1338		7.50	4	0.268		
06/13	1338		8.50	60	4.566		
06/13	1338		9.00	36	2.902		
06/13	1338		10.00	12	1.074		
06/13	1338		10.50	116	10.904		
06/13	1338		12.00	116	12.412		
合 計					36.554		
工 事 名 及 送り先 橋下部工事 A1橋台							

2-4 単価(実勢価格の算定)

2-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については、設計変更設計書作成時点の単価とする。

一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の設計金額とする。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

ここでいう物価資料とは、「建設物価」及び「積算資料」をいい、その両方に掲載がある場合は、2誌を平均した金額とする。

当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、価格の妥当性を確認するものとする。

なお、「対象材料を現場に搬入した月の実勢価格」について、工場製作品の場合は、鋼材などの原材料を「工場に搬入した月」とする。

変更後の鋼材類の価格決定

区 分	スライド単価の決定方法
設計単価表による場合	当該月の設計単価により単価を設定する。
物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
特別調査による場合	当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。
見積りによる場合	

2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出。

価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。

搬入数量は、納品書による数量とする。

2-5 購入価格の補正方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

鋼材類については、対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額を対象数量に換算した金額とする。

2-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

$$\text{変動額} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}})$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$ (価格変動前の鋼材類の金額)

= 設計単価 × 対象数量 × 落札率 × 消費税率

= { $p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m$ } × k

× (100 + 消費税及び地方消費税の税率 / 100)

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ (価格変動後の鋼材類の金額)

= 変動後の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × 消費税率

= { $p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m$ } × k

× (100 + 消費税及び地方消費税の税率 / 100)

p : 各対象材料の設計単価

p' : 搬入時点における各対象材料の実勢単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

2-7 計算例

計算例(その1)

起工額	560,000,000	
契約額	504,000,000	
変更契約額	616,000,000	(P)
落札比率	90%	(K)

■ M【当初】《鋼》の算出

発注者(設計価格)

品名	規格	設計単価	設計数量	合計金額
NS形直管	φ800、6.0m/本	539,000	100	53,900,000
NS形直管	φ250、6.0m/本	68,100	100	6,810,000
異形棒鋼	SD345径16(t)	80,000	50	4,000,000
計				64,710,000
M【当初】《鋼》	計 × K(落札比率) × 1.10(消費税相当額)			64,062,900

材料品調書の
アウトプットより

■ M【変動】《鋼》の算出＝乙購入額と甲計算額の比較

受注者(購入価格)

		4月	5月	6月	証明使用数量	実購入金額	補正購入金額
NS形直管 φ800、6.0m	購入単価	610,000	615,000	620,000	110	67,600,000	61,455,000
	使用数量(本)	40	40	30			
NS形直管 φ250、6.0m	購入単価	78,500	79,000	80,000	100	7,915,000	7,915,000
	使用数量(本)	30	40	30			
異形棒鋼 SD345径16	購入単価	100,000	100,000	110,000	50	5,100,000	5,100,000
	使用数量(t)	20	20	10			
計							74,470,000
受注者購入額	計 × 1.10(消費税相当額)						81,917,000

注1) 67,600,000(実購入金額) × $\frac{100(\text{設計数量})}{110(\text{使用数量})} = 61,455,000(\text{補正購入金額})$

発注者(実勢価格)

		4月	5月	6月	証明使用数量(t)	加重平均単価	設計数量(t)	金額
NS形直管 φ800、6.0m	実勢単価	600,000	600,000	600,000	110	600,000	100	60,000,000
	証明数量(t)	40	40	30				
NS形直管 φ250、6.0m	実勢単価	76,300	76,300	76,300	100	76,300	100	7,630,000
	証明数量(t)	30	40	30				
異形棒鋼 SD345径16	実勢単価	100,000	110,000	120,000	50	108,000	50	5,400,000
	証明数量(t)	20	20	10				
計								73,030,000
発注者計算額	計 × K(落札比率) × 1.10(消費税相当額)							72,299,700

注2) $\frac{4月(600,000 \times 40) + 5月(600,000 \times 40) + 6月(600,000 \times 30)}{110(\text{使用数量})} = 600,000$

受注者購入額

発注者計算額

$81,917,000 \div 72,299,700 = 1.133 \dots$ 受注者購入金額が発注者計算額より+13.3%多い

単品スライドマニュアル1-5-1 3)より、購入価格が実勢価格の+30%以内であり、かつ受注者から実際の購入金額を証明する書類が提出されていれば、購入金額を使用する。

今回の計算例では購入金額を使用する。

変動額 = M【変動】《鋼》 - M【当初】《鋼》 = 81,917,000 - 64,062,900 = 17,854,100

■ スライド対象の判定

(スライド判定額=17,854,100) > (P × 1/100 = 6,160,000) スライド【対象】

対象工事費の1%を超えているので、単品スライドの対象となる。

■ スライド額等の算出

スライド額(S) = 17,854,100 - P × 0.5 / 100

= 17,854,100 - 3,080,000 = **14,774,100**

(3,080,000は受注者負担)

計算例(その2)

起工額	560,000,000		
契約額	504,000,000		
既済(出来高金額)	90,000,000	4月30日検査	
変更契約額	616,000,000		
スライド対象額	526,000,000	(P)	(= 616,000,000 - 90,000,000)
落札比率	90%	(K)	

■ M【当初】《鋼》の算出

発注者(設計価格)

品名	規格	設計単価	設計数量	既済数量	対象数量	対象金額
NS形直管	φ 800、6.0m/本	539,000	100	30	70	37,730,000
NS形直管	φ 250、6.0m/本	68,100	100	0	100	6,810,000
異形棒鋼	SD345径16(t)	80,000	50	50	0	0
計						44,540,000
M【当初】《鋼》	計 × K(落札比率) × 1.10(消費税相当額)					44,094,600

■ M【変動】《鋼》の算出=乙購入額と甲計算額の比較

受注者(購入価格)

		既済	5月	6月	対象購入数量	実購入額(対象)	補正購入金額
NS形直管	購入単価	—	620,000	625,000			
φ 800、6.0m	使用数量(本)	30	40	40	80	49,800,000	43,575,000
NS形直管	購入単価	—	79,000	80,000			
φ 250、6.0m	使用数量(本)	0	50	50	100	7,950,000	7,950,000
異形棒鋼	購入単価	—	100,000	110,000			
SD345径16	使用数量(t)	50	0	0	0	0	0
計							51,525,000
受注者購入額	計 × 1.10(消費税相当額)						56,677,500

注1) $49,800,000(\text{実購入額(対象)}) \times \frac{70(\text{対象数量})}{80(\text{対象購入数量})} = 43,575,000\text{円(補正購入金額)}$

発注者(実勢価格)

		既済	5月	6月	証明使用数量	加重平均単価	対象数量	金額
NS形直管	実勢単価	—	610,000	612,000				
φ 800、6.0m	証明数量(本)	30	40	40	80	611,000	70	42,770,000
NS形直管	実勢単価	—	78,000	78,500				
φ 250、6.0m	証明数量(本)	0	50	50	100	78,300	100	7,830,000
異形棒鋼	実勢単価	—	110,000	120,000				
SD345径16	証明数量(t)	50	0	0		0	0	0
計								50,600,000
発注者計算額	計 × K(落札比率) × 1.10(消費税相当額)							50,094,000

注2) $\frac{5\text{月}(610,000 \times 40) + 6\text{月}(612,000 \times 40)}{80(\text{対象使用数量})} = 611,000\text{円(加重平均単価)}$

受注者購入額 56,677,500 ÷ 発注者計算額 50,094,000 = 1.136... 受注者購入金額が発注者計算額より+13.6%多い
 単品スライドマニュアル1-5-1 3)より、購入価格が実勢価格の+30%以内であり、かつ受注者から実際の購入金額を証明する書類が提出されていれば、購入金額を使用する。

変動額 = M【変動】《鋼》 - M【当初】《鋼》 = 56,677,500 - 50,094,000 = 6,322,900

■ スライド対象の判定

(スライド判定額=6,322,900) > (P × 1/100 = 5,260,000) スライド【対象】

■ スライド額の算出

スライド額(S) = 6,322,900 - P × 0.5 / 100
 = 6,322,900 - 2,630,000 = **3,692,900**
 (2,630,000は受注者負担)

第3章 燃料油

3-1 対象材料

- ・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油とする。

潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

- ・発注者の設計数量（V）を基本とする。
- ・設計数量（V）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。
- ・鋼材類及び1-3で定めるその他の主要な工事材料が単品スライドの対象となった場合、当該鋼材及びその他の主要な工事材料の運搬に要した燃料油は対象数量としない。

発注者の設計数量（V）は、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量（V）を基本とする。

なお設計数量（V）は、積算システムにより出力された数量である。

発注者の設計数量（V）にカウントされていない数量

現場に搬入される資材（現着単価で設定されている骨材・生C o ・A s 合材等）や機械等（建設機械・仮設材・桁等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む）の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性が証明されることを条件としており、証明されないものは対象数量とならない。

○発注者の設計数量（V）内

- ①現場場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類

○発注者の設計数量（V）外

- ②現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・A s 合材等）の運搬に要した燃料類

- ③共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料類

3-2-2 対象数量の算定方法

使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる数量を対象とする。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量（V）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量（V）内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○設計数量（V）内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（V1）

※ただし、証明された数量（V1）が設計数量（V）を超えている場合は、 $V1 = \text{設計数量（V）}$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$

○設計数量（V）内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（V2）

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。

但し、【 $V1 + V2 \leq \text{設計数量（V）}$ 】の範囲内の数量とする。

○設計数量（V）外の②・③の燃料油数量（V3）

3-7 「資材運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値（V3）を対象数量とする。

ただし、上記の合計値（V3）と、受注者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

3-2-3 その他

既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。（ただし、5-3により受注者からの要請があり既済部分を単品スライドの請求対象とした場合は、出来高部分に係る数量も設計数量とする。）

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分（（1）～（3））毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合には、対象とはならない。

(1)発注者の設計数量(V)内の燃料油(現場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料油)

- ・購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量(V2)」については、概算数量計算書 [様式-3-1]

(2)発注者の設計数量(V)外の現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-2]

請求があった資材のうち、物価資料等による現着単価に価格変動がないなど、燃料油の影響が実勢価格に現れていない場合は対象としない。

(3)発注者の設計数量(V)外の共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類

3-4 単価(実勢価格の算定)

3-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計単価とする。

設計単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については設計変更設計書作成時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので注意が必要である。鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者の想定した単価とする。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

・ 証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格。

ただし、(V) 内で証明書が提出されていない場合は、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における物価資料の価格の平均とする。

燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。

購入時の実勢価格は対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格であることから、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格は、工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における物価資料に掲載されている価格を平均して算出する。

対象数量と単価の決定方法について

	証明書類	対象数量	単価の決定方法	備考
現場内建設機械に使用した燃料油	有⇒証明された数量（V1） 無⇒V2 主たる用途以外でやむを得ない場合	設計数量＝V V1>Vのとき V V1<Vのとき V1 V2＝V－V1	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする 但し、V2は工期翌々月から工期末前月までの物価資料の平均	
資材運搬に使用した燃料油	・各資材の購入量、価格、出荷元、搬入時期 ・その運搬に使用した燃料の購入数量、時期、購入先、購入価格	本マニュアルにより計算した量と受注者が証明した購入量の小さい方	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする	計算例A
共通仮設費率（日々回送など）及び共通仮設費積上げ（仮設材運搬など）に含まれる運搬に使用した燃料油	・各資材の購入量、価格、出荷元、搬入時期 ・その運搬に使用した燃料の購入数量、時期、購入先、購入価格	本マニュアルにより計算した量と受注者が証明した購入量の小さい方	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする	率 計算例B 積上げ 計算例C 計算例D 計算例E

3-4-3 購入価格の補正方法

・証明された購入数量が対象数量（V 1 及び V 3）以上の場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

3-5 変動額の算定

・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

$$\begin{aligned} \text{変動額} &= (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) \\ M_{\text{油}}^{\text{当初}} & \text{ (価格変動前の燃料油の金額)} \\ &= \text{設計単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times \text{消費税率} \\ &= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \\ & \quad \times (100 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100) \\ M_{\text{油}}^{\text{変更}} & \text{ (価格変動後の燃料油の金額)} \\ &= \text{変動後の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times \text{消費税率} \\ &= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \\ & \quad \times (100 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100) \end{aligned}$$

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価
 D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

3-6 算出例

3-6-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N_1 \times N$$

() の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q : 燃料油数量 (ℓ)

L : 運搬距離 (km) ※片道 【プラント及び工場等から現場までの距離】

S : 規制速度 (km/h) 【各々で算出】

P : 運搬機械の機関出力 (kw) 【建設機械等損料算定表 参照】

K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ /kw-h) 【配水管工事積算基準開削編 2-25 参照】

N_1 : 運搬車1台当り資材数量 (単位) 【積載量÷資材単位体積当たり重量】

N : 搬入数量 (単位) 【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例A】

資材：再生骨材（40mm級）現場着価

運搬機械：10t ダンプトラック

L：運搬距離（km） ※片道

S：規制速度（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N1：運搬車1台当り資材数量（m3） N：搬入数量（m3）

5	km
60	km/h
246	kw
0.043	ℓ/kw-h
4.6	m3
5,000	m3

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

$$Q = 5 \div 60 \times (246 \times 0.043) \div 4.6 \times 5,000 = 958\ell$$

3-6-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

○ 共通仮設費率に含まれる運搬費・・・単品スライド条項対象

○ 積上げ項目による運搬費・・・単品スライド条項対象

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

◇ 基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬

◇ 基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

◇ 運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の〇〇%）より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。
下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{*1} = L \div S \times (P \times K)^{**2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q：燃料油数量（ℓ）

L：運搬距離（km） ※片道（往復） 【基地から現場までの距離】

S：輸送速度30（km/h） 【配水管工事積算基準開削編12-10準用】

P：運搬機械の機関出力（kw） 【建設機械等損料算定表 参照】

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h） 【配水管工事積算基準開削編2-25参照】

N：搬入搬出（回） 【搬入搬出回数】

運搬車両台数（台） 【運搬車両台数】

②共通仮設費率に含まれる運搬費

運搬距離の起算点は各市区町村の役場とする。

【計算例B】

建設機械：バックホウ 0.8m³（運搬機械：20t積トレーラ）

L：運搬距離 (km) ※片道

S：輸送速度 30 (km/h)

P：運搬機械の機関出力 (kw)

K：時間当りの燃料消費率 (ℓ /kw-h)

N：搬入搬出 2 (回)

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 15 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 18.0$$

15	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ /kw-h
2	回

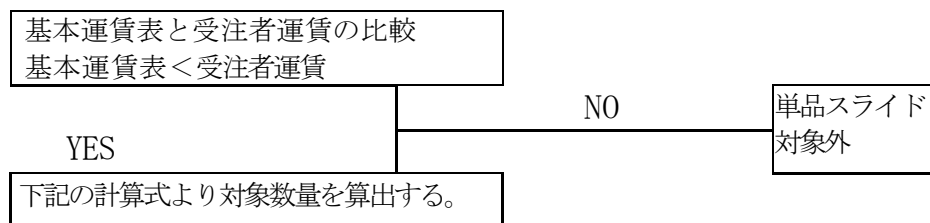
③積上げ項目による運搬費

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象

（様式－3及び請求書・領収書の提出がある場合）



【計算例C】

建設機械：路面切削機（運搬機械：30t積トレーラ）

L：運搬距離 (km) ※片道

S：輸送速度 30 (km/h)

P：運搬機械の機関出力 (kw)

K：時間当りの燃料消費率 (ℓ /kw-h)

N：搬入搬出 2 (回)

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 20 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 23.0$$

20	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ /kw-h
2	回

【計算例D】

仮設材：H形鋼（運搬機械：20 t積トレーラ）

L：運搬距離（km） ※片道

S：輸送速度 30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ /kw-h）

N：台数 5（台）×2（搬入搬出）

20	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ /kw-h
10	台

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

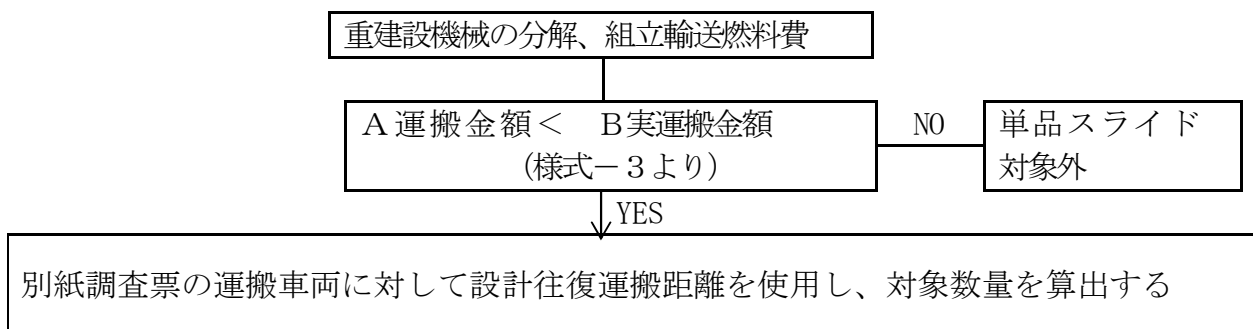
※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 20 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 117.0$$

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



運搬費等金額＝（労務費（特殊作業員）＋クレーン運転費）×運搬費等率

詳細は、配水管工事積算基準（開削編）12-2-4 参照

A運搬費等

機 械 区 分	設計往復運搬距離 (km)	A : 運搬金額(円/往復) ※
ブルドーザ 20t級以上21t級以下 21t級を超え44t級以下	73 km	263,850 424,533
バックホウ系 山積1.0m3以上山積1.4m3以下 山積1.4m3を超え山積2.1m3以下	103km	342,115 580,149
クローラクレーン系 16t吊以上35t吊以下 35t吊を超え80t吊以下 80t吊を超え150t吊以下 150t吊を超え300t吊以下	151km	528,577 953,550 1,834,723 3,327,765
トラッククレーン系 100t吊以上120t吊以下 120t吊を超え160t吊以下 160t吊を超え360t吊以下 360t吊を超え550t吊以下 200t 吊以上360t 吊以下 (リフター使用) 550t 吊以下 (リフター使用)	208km	1,138,778 1,526,416 3,101,383 5,547,446 3,674,517 6,572,993
クローラ式杭打機 機械質量20t以上60t以下 機械質量60tを超え100t以下 機械質量100tを超え150t以下	269km	686,331 1,232,651 1,856,111
オールケーシング掘削機 クローラ式 スキッド式 (排出ガス第1 次基準) 60～65t 吊 スキッド式 (排出ガス第3 次基準) 70t 吊 スキッド式 (排出ガス第3 次基準) 100t 吊	162km	1,534,195 2,111,299 2,025,209 1,924,099
地盤改良機械 機械質量20t以上60t以下 機械質量60tを超え120t以下 地盤改良機械機械 (サントパイル打機・粉体噴射攪拌機・深層混合処理機・プレファブリケートバースカルトレン打機) 機械質量20t 以上60t 以下 機械質量60t を超え120t 以下 機械質量120t を超え180t 以下	267km	1,466,488 3,576,293 1,393,509 3,576,293 5,584,847
トンネル用機械	408km	1,389,519

※上記運搬費等は、重建設機械分解組立 (P1Y100200100) の運搬費率 (令和5年4月1日の設計単価) の金額である (参考)。

なお、A運搬金額を算出する際は、対象材料を購入した月の翌月の年版を使用して算出すること。

【計算例E】

◇重建設機械の分解、組立（ブルドーザ21t級以下）

◇運搬車両（セミトレーラ20t・トラック4t）

L：運搬距離（km）※往復 73 km

S：輸送速度 30（km/h） 30 km/h

P：運搬機械の機関出力（kw）

235 kw（セミトレーラ20t）

137 kw（トラック4t）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

0.075 ℓ/kw-h（セミトレーラ）

N：運搬車両台数（台）

0.05 ℓ/kw-h（トラック）

1 台

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果を有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 73 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 73 \div 30 \times (137 \times 0.05) \\ = 60.0$$

3-6-3 直接工事費に計上される運搬費

①鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式（ $Y=35.07X+13,051$ ）

Y：輸送単価（円／t） X：運搬距離（km）

・上記の式より積算していることから燃料量を抽出することはできないことから、機材運搬に準じて、燃料消費量を算出する。

②支給品及び現場発生品の運搬

・燃料油は積み上げにより積算していることから、「3-2-1①」（現場内建設機械に係る数量）により算出する。

3-6-4 計算事例

【単品スライド(軽油+ガソリン)】の計算例

				① 受注者購入数量に対する 設計数量(積算システムによる4~9月分の数値) = 56,000 L									
				①' 受注者購入数量に対する 設計数量(運用マニュアルによる算出値) = 4,000 L									
			既済払済み数量 (7,000 L)	購入数量(証明済み)							購入数量	購入数量	
	軽 油	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	購入数量 (未証明)	合 計
① 受注者 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	—	—	—	5,000	10,000	15,000	14,000	5,000	1,000	50,000	5,000	55,000	
①' 受注者 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	—	—	—	1,000			1,500	500		3,000	—	3,000	
② 受注者 購入価格 (税込み)	90	90	100	90	100	100	100	110	100		95		
③ 発注者 実勢価格 (物価資料価格:税抜き)	80	90	90	90	90	100	110	120	110		95		
受注者 購入金額 ①×②				450,000	1,000,000	1,500,000	1,400,000	550,000	100,000	5,000,000	475,000	5,475,000	
受注者 購入金額 ①' × ②				90,000			150,000	55,000		295,000	—	295,000	
発注者 実勢価格 (①+①') × ③				540,000	900,000	1,500,000	1,705,000	660,000	110,000	5,415,000	475,000	5,890,000	
発注者 スライド単価 p'	$p' = \Sigma(\text{購入数量} \times \text{実勢価格}) \div \text{購入数量} = 5890000 \div (55000+3000) =$												101

① : 未証明の購入数量(現場内建設機械運搬に係る数量)
②③ : 契約月の翌月~期末の前々月の実勢価格の平均値
(計算例の場合は、2月~7月の実勢価格の平均値)と
し、発注者・受注者とも同単価を計上すること。

対象数量(積算システムの数量と購入数量の小さい方)
= 55,000 L
対象数量(運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方)
= 3,000 L

【購入数量=対象数量】のため、受注者の購入金額を採用
5,475,000
【購入数量=対象数量】のため、受注者の購入金額を採用
295,000
= 5,770,000

① : 証明済みの各月の購入数量(現場内建設機械に係る数量)
①' : 証明済みの各月の購入数量(資機材運搬に係る数量)
② : 当該数量を購入した際の購入価格
③ : 購入月の実勢価格(翌月の「物価資料等」の価格)

				① 乙購入数量に対する 設計数量(積算システムによる4～9月分の数量) = 8,000 L								
				①' 乙購入数量に対する 設計数量(運用マニュアルによる算出値) = 1,000 L								
	既済払済み数量 (1,400 L)			購入数量(証明済み)							購入数量	
ガ ソ リ ン	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	(未証明)	合 計
① 受注者 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	—	—	—	1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	0	10,000
①' 受注者 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	—	—	—		500	1,000	500			2,000	—	2,000
② 受注者 購入価格 (税込み)	100	120	130	110	120	140	160	160	180		95	
③ 発注者 実勢価格 (物価資料価格:税抜き)	110	120	140	110	110	130	170	170	170		130	
受注者 購入金額				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0	1,414,000
①×②												
受注者 購入金額					60,000	140,000	80,000			280,000	—	280,000
①'×②												
発注者 実勢価格 (①+①')×③				110,000	275,000	520,000	561,000	170,000	34,000	1,670,000	0	1,670,000
発注者 スライド単価 p'	p' = Σ(購入数量×実勢価格)÷購入数量 = 1670000 ÷ (10000+2000) =											139

対象数量(積算システムの数量と購入数量の小さい方)
= 8,000 L
対象数量(運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方)
= 1,000 L

【購入数量>対象数量】のため、受注者の購入金額を調整
(8000/10000) × 1414000 = 1131200
1,131,200
【購入数量>対象数量】のため、受注者の購入金額を調整
(1000/2000) × 280000 = 140000
140,000
= 1,271,200

既済(単品スライド対象外とした場) 未払い(単品スライド対象の契約金額 =

【スライド額の算出】

単品スライド対象 の契約金額	P	50,000,000 円(税込み)	※部分払いの対象となった出来高部分 に相応する契約金額を除く
落札比率	K	0.9	
当初設計単価	p	軽油: 80 円、ガソリン: 110 円	
発注者 スライド単価	p'	軽油: 101 円、ガソリン: 139 円	
M【変更】《油》(発注者)		[101 × (55000 + 3000) + 139 × (8000 + 1000)] × 0.9 × 1.10 =	7,037,910
M【変更】《油》(受注者)		5770000 + 1271200 =	7,041,200
M【当初】《油》(発注者)		[80 × (55000 + 3000) + 110 × (8000 + 1000)] × 0.9 × 1.10 =	5,573,700
変動額 油		7037910 - 5573700 =	1,464,210
単品スライド額	S	1464210 - 50000000 × 0.5 % =	1,214,210

M【変更】《油》(発注者)とM【変更】《油》
(受注者)の金額を比較し、安価となる
方を以下の変動額計算に使用する。

← 単品スライド対象の契約金額(P)に対して、1%以上の変動有り
← S = 変動額《油》 - P × 0.5%

契約金額(B)

単品スライド額

P × 1%

単品スライド対象の
契約金額(P)

第4章 その他の主要な材料

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

- ・コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。

石油や石炭等の原材料の高騰等により、コンクリート類等の価格も短期間で急激に上昇しうることから、鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料も対象としたものである。なお、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

スライド額の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

なお、コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

4-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

- ・「鋼材類」「燃料油」以外の主要工事材料を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下、「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

工種毎の単価が示されている市場単価等において、材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。

なお、運用については鋼材類と同様の取り扱いとする

4-2 対象数量

- ・その他の主要な工事材料については、原則、発注者の設計数量（材料品調書に記載された数量）を対象とする。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

各品目については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。

また、実際の工事現場では施工にあたってロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。ロス率については、積算基準によることとする。

1) 設計書に記載された数量がある場合の取扱い

証明された数量と対象数量の考え方

設計図書の数量 $\leq$ 証明数量 $\leq$ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
証明数量 $<$ 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計数量 $<$ 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（材料品調書の数量）
証明数量：請負者から証明された数量

- ① ロス分を対象数量とするよう請求があった場合において、スクラップを売却可能な材料については、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。
- ② 上記①以外で、スクラップ等で売却する場合は、売却する時期の実勢価格の加重平均値と、受注者の売却価格を比較し高い方の値とする。

2) 一式で計上されている場合

一式で計上されている工種に含まれる材料について受注者からの請求があった場合は、発注者が想定した設計数量を対象数量とする。

3) コンクリート類の取り扱い

- ・ 施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については、次のとおり。
設計図書の数量 $\times$ （標準単価 $\times$ コンクリート構成比率 $\div$ 東京地区コンクリート単価）

4) その他

既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。

価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

4-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者により証明されることが前提となる。

このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。

下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。

必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。

ここでいう材料とは、規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても、規格が異なる他の材料について搬入時期等を確認できれば、その材料は単品スライド条項の対象材料とすることができる。

なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

また、任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

ここでいう、材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

4-4 単価(実勢価格の算定)

4-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については、発注者の指示時点の単価とする。

一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。

4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法（2-4-2，2-4-3）に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法（3-4-2，3-4-3）と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

当初積算が特別調査や見積もりによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積もりを実施することが困難であることから、個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とする。しかし、取引の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、実際の購入価格が著しく高いと思われる場合など、必要に応じて、類似品目の材料との価格の比較や調査機関への問い合わせを行うなどにより、価格の妥当性を確認するものとする。

変更後の鋼材類の価格決定

区 分	スライド単価の決定方法
設計単価表による場合	当該月の設計単価により単価を設定する。
物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
特別調査による場合	現段階において、過去の価格を調査することや見積りを収集することが困難であるため、個別の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。 ただし、実取引価格の単価精査を行うため、必要に応じて類似品目資材の価格比較（アップ率）や調査機関への問合せ等を行い、実取引価格の妥当性を確認する。この結果を基に実取引価格と比較し、安価であるものを実勢価格とする。
見積りによる場合	

4-5 購入価格の補正方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額を対象数量に換算した金額とする。

4-6 変動額の算定

・ 1 - 5 の算定式に基づき、変動額を算出する。

$$\text{変動額} = (M_{\text{他}}^{\text{変更}} - M_{\text{他}}^{\text{当初}})$$

$M_{\text{他}}^{\text{当初}}$ (価格変動前の対象品目の金額)

= 設計単価 × 対象数量 × 落札率 × 消費税率

= { $p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m$ } × k

× (100 + 消費税及び地方消費税の税率 / 100)

$M_{\text{他}}^{\text{変更}}$ (価格変動後の対象品目の金額)

= 変動後の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × 消費税率

= { $p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m$ } × k

× (100 + 消費税及び地方消費税の税率 / 100)

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{他}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{他}}^{\text{変更}}$ は実際の購入金額とする。

p : 各対象材料の設計単価

p' : 搬入時点における各対象材料の実勢単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

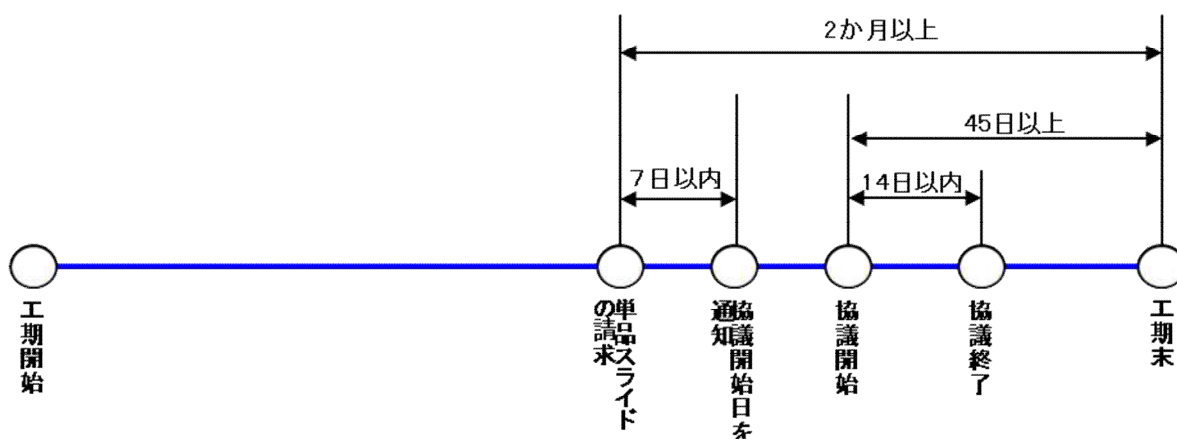
第5章 請求等手続き及び提出様式

5-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日以降に調達した品目についてスライドの対象となる。

単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。しかしながら、協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

● 単品スライド請求のスケジュール（イメージ）

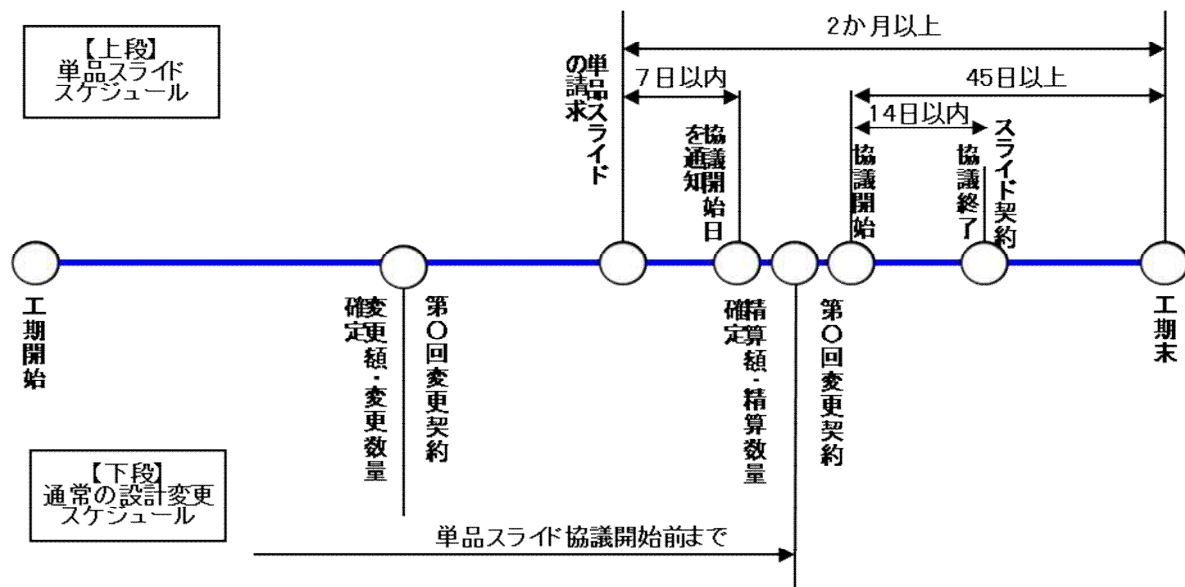


5-2 設計変更の手続き

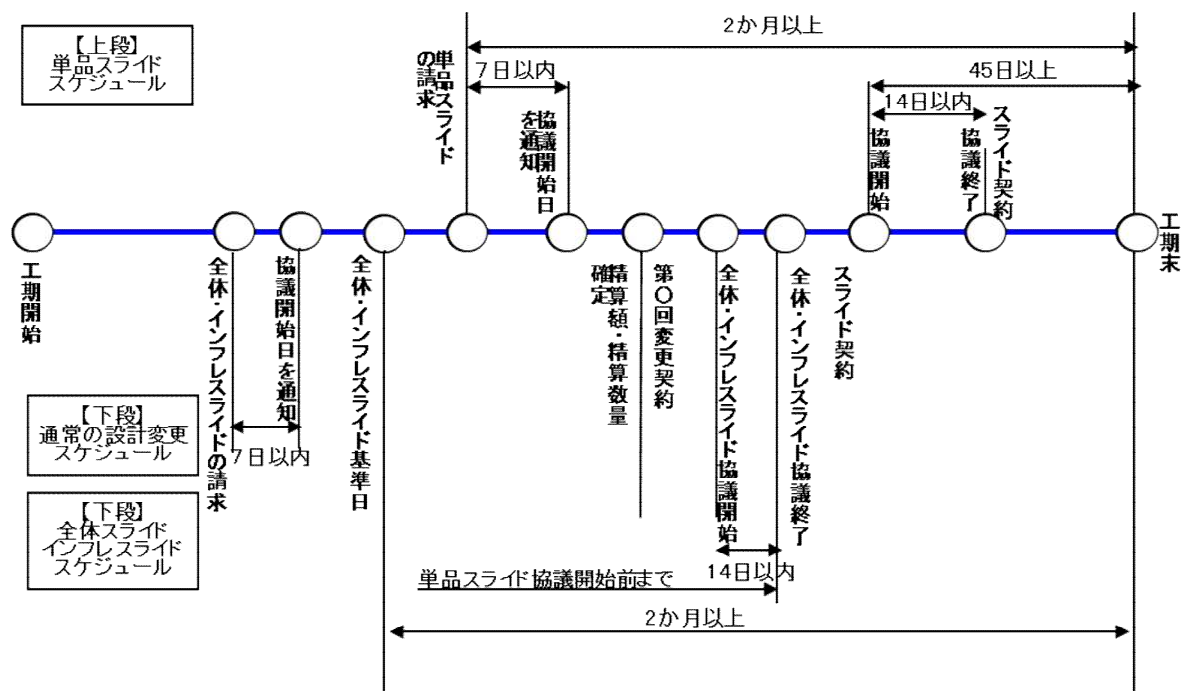
- ・単品スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く設計変更（全体スライド及びインフレスライドを含む）をすること。（原則）

最終的な数量の確定までに期間を要する場合、受注者及び契約担当部署と十分に協議を行うこと。

● 単品スライドと通常の設計変更の関係（イメージ）



● 単品スライドと全体スライド又はインフレスライドの関係（イメージ）



5－3 既済部分検査

- ・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

- ・材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、同時もしくは事前に、契約書第24条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。
- ・既済検査を実施する場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を併せて請求する。（様式－5－1）
- ・また、発注者は単品スライド条項の請求対象となる旨を記載したもの（マ：様式6－2）を既済部分検査結果通知書と合わせて通知する。
- ・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。（それ以降の既済部分検査結果通知書と合わせて単品スライド条項の請求対象となる旨を通知する）（様式－5－2）

5－4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

- ・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

単品スライド条項運用の手順及び実施項目

契約までの流れ	実施項目	実施箇所		
		受注者	施工部所	契約部所
鋼材類及び燃料油の資材価格変動 単品スライド請求 スライド額の算出 スライド額算定のため設計数量を確定し、双方で確認を行う。 証明書類は原本と写しを提出させ、照合確認後に原本は請負者に返し、報告書等には、写しを添付 単品スライド額の決定 単品スライド契約変更 工 期 末	・鋼材類及び燃料油の購入価格を基にスライド額を算出	○		
	・算出したスライド額が対象工事費の1%を超える場合、単品スライドの適用を申請できる	○		
	契約金額変更請求書(様式ー 1) 添付書類 ・単品スライド請求額概算計算書 ・対象資材購入を証明する書類 ・対象資材搬入を証明する書類 ・各種資機材の性能証明	○		
	①対象数量及び金額等の確認 ・1%を超えるかどうかの判定 ・スライド額の算定			
	②対象資材の証明書類の確認 ・対象資材購入を証明する書類 ・対象資材搬入を証明する書類 ・各種資機材の性能証明		○	
	・単品スライド適用外の場合			
	契約金額変更回答書(様式ー2) 添付書類・スライド額計算書		○	
	・単品スライド適用の場合			
	契約金額変更回答書(様式ー3) 添付書類・スライド額計算書 ・対象材料内訳書		○	
	承諾書(統一様式 17)	○		
	設計変更手続き ・通常の設計変更手続きと同様		○	○

計算シートに必要事項を入力し計算する。

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管、杭、鉄鋼、二次製品、ガードレール、スクラップ等（賃料や損料も対象とすることが可能）
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工 事材料	コンク リート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファ ルト類	アスファルト混合物、再生アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主 要な材料	上記以外の主要な工事材料が対象

受注者

- 単品スライドの請求
（必要な情報、資料等）
- ・ 対象品目、対象材料
 - ・ 変更請求概算額
 - ・ 材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
- 品目毎の合計金額で比較する（材料毎の比較は行わない）
 - ① 実勢価格に基づく 変動後の金額（品目毎の合計金額）実勢価格は落札比率を考慮
 - ② 実際の購入金額（品目毎の合計金額）

「①実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

「②実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- 実勢価格にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 実勢価格にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

（品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可）

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

変動額が請負代
金額※の1%を超
える品目

変動額が請負代
金額※の1%を超
えない品目は単
品スライドの対
象外

変動額が請負代
金額※の1%を超
える品目

変動額が請負代
金額※の1%を超
えない品目

発注者

- 実際の購入金額にてスライド額を算定

発注者

- 実勢価格にてスライド額を算定

発注者

- 単品スライドの対象外

更に受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

発注者

- 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

※部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

具体的なフローは次ページ参照

単品スライド条項での（今回改正に伴う）実際の購入金額の確認フロー

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出
 - ・購入実績を証明する書類を提出 ※1
- ⇒実際の購入金額の単価が「実勢価格（落札比率考慮）」以上となることを受注者が確認する

※1：単品スライドの請求時にあわせて提出



発注者

- 対象材料ごとに「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認する
 - ・「実際の購入金額の単価」が「実勢価格の単価（落札率考慮）×130%」以内であるか？



- ①が②以内であることを確認する
 - ①「実際の購入金額の単価」
（複数月にわたり搬入している場合は、
購入単価の加重平均）
 - ②「実勢価格の単価（落札比率考慮）
×130%」
（複数月にわたり搬入している場合は、
実勢価格の単価（落札比率考慮）の加
重平均×130%）



- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格
変動要因がないかを確認するため
＜確認方法※2＞ 各発注者の判断による
 - 1）発注者が実購入先を含まない受注者が徴
取した2社以上の見積りの提出を受注者
に求める ※3
 - 2）発注者による見積り徴収
 - 3）発注者が近隣工事における材料調達状況
 - 4）発注者が特別調査で設定した単価の場合、
調査機関へのヒアリング等

実勢価格の単価（落札比率考慮）
×130%は発注者として妥当性を
確認するためのものであり、30%
を超えても妥当性が確認されれ
ば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる



**実際の購入金額の妥当性が確認できるため、
実際の購入金額を用いてスライド額を算出する**



上記より、妥当性が確認できない場合、実勢価格を用いてスライド額を算出する

※2：原則、1）により確認を行い、確認ができない場合など2）～4）により確認する

※3：「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」（工期内の代表的な月（1か月以上））を比較し、
「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

39

工事請負契約書第24条第5項に基づく鋼材類の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

記

[illegible]

(注)

1. 本様式は、鋼材類を請求する場合に使用すること。
2. 購入先、購入単価、購入数量等の資料(納品書等)を添付の上、監督員に提出すること。
3. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
4. 変動額から請負者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
5. 鋼材類の証明資料に不備があり、対象材料の確認ができない場合は、請負契約金額の変更(単品スライド条項の適用)はできない。

単品スライド(燃料油)〔 概算請求額
請求額 〕計算書

工事請負契約書第24条第5項に基づく燃料油の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事件名

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定 単価	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備 考
					0		0						
					0		0						
					0		0						
					0		0						
					0		0						
					0		0						
					0		0						
					0		0						
					0		0						
					0		0						
					0		0						
購入数量(証明済み)合計			0		0		0						
							0						
							0						
							0						
購入数量(未証明)合計			0										
変 動 額													
単品スライド概算請求額													

(注) 1. 本様式は、燃料油を請求する場合に使用すること。

2. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。

証明できない場合は、数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。

3. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。ただし、同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。

また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や使用機械毎等の内訳を提出するように要求があった場合など、追加資料を提出するものとする。

4. 変動額から請負者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

単品スライド(燃料油)〔 概算請求額
請求額 〕計算書

工事請負契約書第24条第5項に基づく燃料油の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事件名

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定 単価	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備 考
記載例													
軽油	JIS 2号	L	5000	90	450,000	90	450,000	〇〇石油	H〇年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	10000	90	900,000	100	1,000,000	〇〇石油	H〇年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	15000	90	1,350,000	100	1,500,000	〇〇石油	H〇年6月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	1000	90	90,000	100	100,000	〇〇石油	H〇年6月		各資材運搬	有	様式2-1
軽油	JIS 2号	L	14000	90	1,260,000	100	1,400,000	〇〇石油	H〇年7月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	1000	90	90,000	100	100,000	〇〇石油	H〇年7月		各資材運搬	有	様式2-1
軽油	JIS 2号	L	200	90	18,000	100	20,000	〇〇石油	H〇年7月		各機材運搬	有	様式2-1
軽油	JIS 2号	L	5000	90	450,000	110	550,000	〇〇石油	H〇年8月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	1000	90	90,000	100	100,000	〇〇石油	H〇年9月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量(証明済み)合計			52200		4,698,000		5,220,000						
軽油	JIS 2号	L	2000				0	〇〇石油	H〇年10月	ダンプ	現場～〇〇地先 (流用先)運搬	無	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	2000				0	〇〇石油	H〇年11月	ダンプ	現場～〇〇地先 (流用先)運搬	無	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	1000				0	〇〇石油	H〇年12月	ダンプ	現場～〇〇地先 (流用先)運搬	無	別添〇〇
購入数量(未証明)合計			5000										
変 動 額													
単品スライド概算請求額													

(注) 1. 本様式は、燃料油を請求する場合に使用すること。

2. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。

証明できない場合は、数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。

3. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。ただし、同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。

また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や使用機械毎等の内訳を提出するように要求があった場合など、追加資料を提出するものとする。

4. 変動額から請負者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

(様式－ 2)

契約金額変更請求書への回答書 平成 年 月 日 受注者 殿 東京都水道局長 印 工事請負契約書第 2 4 条第 5 項に基づき、契約金額変更請求のありました下記の工事については、契約金額の変更対象とはなりませんので、その旨通知します。 記		
文 書 番 号 (契 約 番 号)		
工 事 件 名		
工 事 場 所		
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
※添付書類 スライド金額計算書（様式－ 3 － 2）		

(様式－３)



スライド変更等協議書

平成 年 月 日

受注者 殿

東京都水道局長
印

平成 年 月 日付け請求のあった工事請負契約書第２４条第５項の適用に基づく請負契約金額の変更請求について別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議します。
なお、ご異議のないときは、承諾書を提出して下さい。

文 書 番 号 (契 約 番 号)			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額		¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)	
契 約 年 月 日		平成 年 月 日	履 行 期 限 平成 年 月 日
協 議 内 容	見 込 金 額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)	
	添 付 資 料	「工事請負契約書第24条5項の対象材料内訳表」 (様式－３－１) 「スライド額計算書」 (様式－３－２)	

(様式-3-1)

工事請負契約書第24条第5項の対象材料内訳表

[illegible]

スライド額計算書

工事件名 配水管工事(〇〇〇-〇〇)		工事場所 東京都●●区□□△丁目地内から同区□□△丁目地内	
受注者名		工期 令和 8 年 月 日 令和 10 年 月 日	
契約金額等 ① 当初設計金額(S) 100,000,000 円 ② 当初契約金額(K) 90,000,000 円 ③ 最終契約金額(F) 95,000,000 円		④ 落札比率 ②÷① 0.9	
⑤ 対象契約金額(P) ③-⑥ 95,000,000		⑥ 出来高金額 0 円	
⑦ M【当初】《鋼》		15,000,000 円	④落札比率及び110/100を乗じる
⑧ M【変更】《鋼》 (発注者)計算額		22,000,000 円	④落札比率及び110/100を乗じる
(受注者)購入額		25,000,000 円	
		22,000,000 円	(発注者)計算額と(受注者)購入額を比較して安値を採用する
⑨ 鋼材類の変動額 変動額《鋼》		7,000,000 円	⑧-⑦
⑩ 鋼材類の変動率		7.36 %	⑨÷⑤ 対象
A 鋼材類スライド対象変動額		7,000,000 円	⑩が 1% を超えた場合⑨、それ以外は 0
⑪ M【当初】《油》		5,000,000 円	④落札比率及び110/100を乗じる
⑫ M【変更】《油》 (発注者)計算額		6,500,000 円	④落札比率及び110/100を乗じる
(受注者)購入額		7,000,000 円	
		6,500,000 円	(発注者)計算額と(受注者)購入額を比較して安値を採用する
⑬ 燃料油の変動額 変動額《油》		1,500,000 円	⑫-⑪
⑭ 燃料油の変動率		1.57 %	⑬÷⑤ 対象
B 燃料油スライド対象変動額		1,500,000 円	⑭が 1% を超えた場合⑬、それ以外は 0
⑮ M【当初】《その他の資材》		10,500,000 円	④落札比率及び110/100を乗じる
⑯ M【変更】《資材》 (発注者)計算額		11,300,000 円	④落札比率及び110/100を乗じる
(受注者)購入額		11,500,000 円	
		11,300,000 円	(発注者)計算額と(受注者)購入額を比較して安値を採用する
⑰ 「その他の資材」の変動額 変動額《資材》		800,000 円	⑯-⑮
⑱ 「その他の資材」の変動率		0.84 %	⑰÷⑤ 対象外
C 「その他の資材」スライド対象変動額		0 円	⑱が 1% を超えた場合⑰、それ以外は 0
⑲ スライド額			
a スライド対象変動額計		8,500,000 円	A+B+C
b 受注者負担額		475,000 円	⑤対象契約金額×0.5%
		8,025,000 円	a - b
⑳ スライド変更金額(S)		7,295,454 円	⑲×100/110
スライド変更金額(S')		7,290,000 円	端数調整(万円止まりor千円止まり)
		729,000 円	消費税相当額
S スライド額		8,019,000 円	

承 諾 書

平成 年 月 日

東京都水道局長 殿

住所

受注者

氏名 (法人の場合は
名称及び代表者の氏名) 印

平成 年 月 日付

第 号による スライド変更等協議書

については異議がないので承諾します。

(様式－４)

協議書

発注者と受注者は、下記工事について、工事請負契約書第２４条第５項を適用による契約変更金額が確定した段階で、契約変更手続により、当該金額を精算するものとする。

これを証するため、発注者と受注者とは本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

記

- １ 契約番号
- ２ 工事件名
- ３ 工事場所
- ４ 契約金額 円
 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)
- ５ 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

発注者

受注者

(様式－５－１)

統一 16

文 書 番 号 (工事番号)			
請求・通知 報告・協議 書			
年 月 日			
東京都知事 東京 太郎		殿	
住所 東京都新宿区東新宿八丁目2番1号 新宿建設 株式会社			
受注者 氏名 代表取締役社長 新宿 次郎			
下記工事について工事請負契約書の第 24 条 5 項により 請求・通知 報告・協議 します。			
文 書 番 号 (契 約 番 号)	2 財経一第〇〇〇号 (2-00△△△)		
工 事 件 名	〇〇工事		
工 事 場 所	東京都新宿区西新宿一丁目地内から同区西新宿二丁目地内まで		
契 約 金 額	¥ 178,200,000.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 16,200,000.-)		
契 約 年 月 日	〇 年 〇 月 〇 日	工 期	〇年〇月〇日
請求・通知 報告・協議 内容			
例：今回、請求する部分払いの範囲については、工事請負契約書第24条第5項の 請求対象とすることを併せて要請します (既済部分検査請求書(第〇回))			

監理業務受託者

公益財団法人 〇〇公社

担当者名

新宿三郎

(様式－５－２)

〇〇〇第				号			
年				月		日	
(受注者)				殿			
〇〇〇事務所長							
〇				〇		〇	
						印	
通知書							
年 月 日付で請求のあった件について、下記のとおり結果を通知いたします。							
文 書 番 号 (契 約 番 号)							
工 事 件 名							
工 事 場 所							
契 約 金 額		¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)					
契 約 年 月 日		年 月 日		履 行 期 限		年 月 日	
[結果] 当該既済部分検査で確認した出来高は工事請負契約契約書第24条5項の請求対象とする。							